【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月25日

【会社名】 図研エルミック株式会社

【英訳名】 ZUKEN ELMIC, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 朝倉 尉

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目1番1号

 【電話番号】
 045-624-8111(代表)

 【事務連絡者氏名】
 取締役管理本部長
 江口 慎一

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目1番1号

 【電話番号】
 045-624-8111(代表)

 【事務連絡者氏名】
 取締役管理本部長
 江口 慎一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月24日開催の当社第38回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成27年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行 定款第2条につきまして事業目的の追加をするものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、監査等委員会設置会社制度の創設ならびに責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更される等改正されました。

これに伴い、当社はコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するべく、監査等委員会や監査等委員である取締役に係る規定の追加、監査役や監査役会に係る規定の削除、取締役や取締役会に係る規定の変更等、所要の変更を行うものであります。また、業務執行を行わない取締役等につきましても、責任限定契約を締結することによって相応しい貴重な人材を確保し、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第24条第2項の変更をあわせて行うものであります。

第2号議案 取締役(監査等委員である者を除く。) 4名選任の件

取締役(監査等委員である者を除く。)として、勝部迅也、朝倉 尉、下条雅人及び江口慎一の4名を選任(重任)するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、西 伸孝、木村廣隆及び相馬粛一の3名を選任(新任)するものであります。

なお、西 伸孝及び木村廣隆の両名は、社外取締役であります。

第4号議案 取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬額設定の件

取締役(監査等委員である者を除く。)の報酬額を「年額200百万円以内と定めた固定枠と、前事業年度の当期純利益の4%以内(上限20百万円とし、社外取締役には支給しない)と定めた変動枠の合計額(ただし、使用人分給与は含まない。)」とするものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を「年額120百万円以内」とするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件 並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛 成割合(%)
第1号議案					(注)4
	36,230	165	-	(注)1	可決(96.87%)
第2号議案					(注)4
勝部 迅也	36,176	219	-	(注)2	可決(96.72%)
朝倉 尉	36,195	200	-	(注)2	可決(96.77%)
下条 雅人	36,200	195	-	(注)2	可決(96.79%)
江口 慎一	36,211	184	-	(注)2	可決(96.82%)
第3号議案					(注)4
西伸孝	36,206	189	-	(注)2	可決 (96.80%)
木村 廣隆	36,205	190	-	(注)2	可決 (96.80%)
相馬 粛一	36,207	188	-	(注)2	可決 (96.80%)
第4号議案					(注)4
	36,137	258	-	(注)3	可決 (96.62%)
第5号議案					(注)4
	36,111	284	-	(注)3	可決 (96.55%)

- (注)1.決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。
 - 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の 議決権の3分の2以上の賛成をもって行います。
 - 2.決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。
 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の 議決権の過半数の賛成をもって行います。
 - 3.決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。 出席した当該株主の議決権の過半数の賛成をもって行います。
 - 4. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。 本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主 分)に対する事前行使分及び当日出席の株主のうち、議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の 割合であります。
- (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の大株主から各議案の賛否に関して確認ができたものを合計した結果、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、 賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上